

米沢市告示第42号

米沢市自主防災組織防災資機材交付要綱を次のように制定する。

平成31年3月22日

米沢市長 中 川 勝

米沢市自主防災組織防災資機材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材を市長が予算の範囲内において交付することにより、自主防災組織の育成並びに住民の防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、災害時における地域住民の生命及び生活の安全確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会等を単位として組織された団体であつて、市長が認めたものをいう。

(防災資機材の交付)

第3条 市長は、防災資機材の交付を受けようとする自主防災組織に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該自主防災組織に加入する世帯の世帯数により当該各号において定める額の範囲内において次条に規定する防災資機材を交付するものとする。

(1) 新たに自主防災組織を設立した場合

- ア 49世帯以下 30,000円
- イ 50世帯以上199世帯以下 50,000円
- ウ 200世帯以上 70,000円

(2) 自主防災組織が防災訓練を実施した場合 (当該自主防災組織に対し、同年度内において、すでにこの号の規定により防災資機材を交付しているときを除く。)

- ア 49世帯以下 10,000円
- イ 50世帯以上199世帯以下 15,000円
- ウ 200世帯以上 20,000円

(防災資機材の種類)

第4条 前条の規定により交付する防災資機材の種類は、誘導旗、ヘルメット、救急セット、ロープ、腕章、メガホン、笛その他市長が必要と認める資機材とする。

(交付の申請)

第5条 防災資機材の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、防災資機材の交付の可否を決定し、防災資機材交付可否決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第7条 自主防災組織は、前条の規定により交付を決定された防災資機材を受領したときは、速やかに、防災資機材受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 防災資機材の交付を受けた自主防災組織は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 防災資機材は、常に良好な状態で使用することができるよう維持管理に努めること。
- (2) 防災資機材の維持管理は、自主防災組織の負担により行うこと。
- (3) 防災資機材を利用した防災訓練を毎年1回以上行うこと。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。